

安全確保のための業界基準の策定

- 安全確保のための概要として指針をまとめる
- そのもとで、ロボットおよびシステムの安全基準と運用ガイドラインを策定
- 安全基準に基づく認証制度を整備

安全確保のための指針

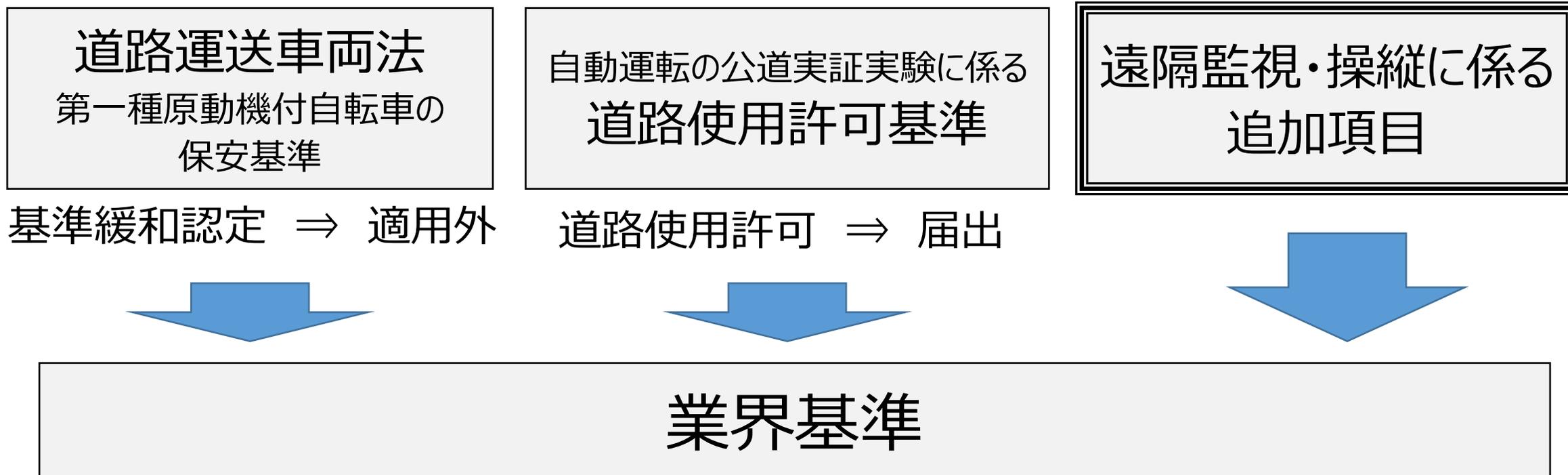
安全基準

運用ガイドライン

業界団体としての認証制度の対象

業界基準の骨子

- 予定される道交法の改正で、小型低速ロボットは自動歩道通行車に
 - 道路運送車両法の適用外へ。道路使用許可は届出制に
- 従来の公道走行で必要とされた道交法の保安基準と道路使用許可基準の内容に加え、遠隔監視・操縦に係る追加項目を含めたものを基準の骨子に



業界基準および運用ガイドラインの構成案

低速小型自動配送ロボットの公道走行運用に関する安全基準

- 適用範囲 (Scope)
- 運用条件
- 運用形態
- 配送ロボット
- 遠隔監視・操縦システム
- 遠隔監視・操縦者
- セキュリティ
- その他の要求事項

認証制度
を整備

運用ガイドライン

- ロボットシステムの運用方法
- 緊急時の対応
- その他必要事項 (保険等)

国際標準との項目の整合

- TC125等で今後策定される国際標準と本業界団体の基準の項目を整合を図り、後戻りを防止（TC125の国内審議）

業界基準（前ページ）

2022年制定



予め主な項目を整合

国際標準（TC125への寄稿内容）



後戻りを防止



2～3年後に標準化